

頁	新	旧
4	<p>表3 石綿含有製品の主な種類、用途及び規制等の状況 (略)</p> <p>※2 <u>東京都環境局における大気汚染防止法及び環境確保条例上の取扱い。他の窓口（区市及び労働基準監督署等）では異なる取扱いとなる場合があるので、必ずそれぞれの届出先に確認すること。</u></p>	<p>表3 石綿含有製品の主な種類、用途及び規制等の状況 (略)</p> <p>※2 <u>東京都における法及び条例の区分</u></p>
13	<p>3. 事前調査等</p> <p>解体・改修を行おうとする建築物等の石綿含有建材の使用状況については、条例及び石綿則で事前調査を義務付けていたが、平成26年6月1日の改正大防法施行により、解体等工事の受注者には事前調査の実施、調査結果の発注者への書面による説明及び工事現場への調査結果の掲示が、<u>自主施工者には事前調査の実施と調査結果の掲示が、また、発注者には事前調査に要する費用の適正負担など調査への協力が義務付けられた。【法第18条の17】</u></p> <p>事前調査が不十分であると石綿を飛散させるおそれがあるため、<u>受注者等は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者に事前調査を実施させること。発注者は、工事の開始の日までに受注者から事前調査結果について書面で説明を受け、受注者が石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者に事前調査を実施させたか等を確認すること。</u></p> <p><u>労働安全衛生法に基づく「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」では、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者*が事前調査を実施することとされている。</u></p> <p><u>※次のいずれかの者をいう。</u></p> <p>①「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年7月30日、国土交通省告示第748号）」に基づき国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した者</p> <p>②石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者</p> <p>③日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p>	<p>3. 事前調査等</p> <p>解体・改修を行おうとする建築物等の石綿含有建材の使用状況については、条例及び石綿則で事前調査を義務付けていたが、平成26年6月1日の改正大防法施行により、<u>法においても、解体等工事の受注者に事前調査の実施、調査結果の発注者への説明及び工事現場への調査結果の掲示が義務づけられた。また、解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者には、事前調査の実施と調査結果の掲示が義務付けられた。【法第18条の17】</u></p> <p>事前調査は、<u>不十分であると石綿を飛散させるおそれがあるため、国土交通省が創設した「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年7月30日、国土交通省告示第748号）」により登録された者又はこれと同等以上の知識・経験を有する者が実施することが望ましい。</u></p>
13 ～	<p>●説明事項【法施行規則第16条の7,8】</p> <p>① 調査を終了した年月日</p> <p>② 調査方法※</p>	<p>●説明事項【法施行規則第16条の7,8】</p> <p>① 調査を終了した年月日</p> <p>② 調査方法</p>

14	<p>(③～⑩ 略)</p> <p>⑪ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所</p> <p>※調査方法については、どのような資格を持った者がどのように調査したのか、具体的に記載する。</p>	<p>(③～⑩ 略)</p> <p>⑪ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所</p>
14	<p>石綿含有建材の商品名とその製造時期などの情報源には、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石綿(アスベスト)含有建材データベース(国土交通省、経済産業省) http://www.asbestos-database.jp/ ● 経済産業省の「石綿(アスベスト)を含有する家庭用品の実態把握調査の結果について」等 http://www.env.go.jp/air/asbestos/index8.html ● ロックウール工業会、せんい強化セメント板協会、押出成形セメント板協会、日本窯業外装材協会、インテリアフロア工業会、日本建築仕上材工業会等、関係業界団体のホームページに掲載された情報 ● 各建材メーカーのホームページに掲載された情報 	<p>石綿含有建材の商品名とその製造時期などの情報源には、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石綿(アスベスト)含有建材データベース(国土交通省、経済産業省) http://www.asbestos-database.jp/ ● 東京都作成「民間建築物等のための建築物アスベスト点検の手引」の巻末に掲載している「石綿含有材料の一覧」 http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kaizen/keiku/asbestos/tenkentebiki.pdf ● (社)日本石綿協会作成「石綿含有建築材料の商品名と製造時期」 http://www.jaasc.or.jp/other/ganyu_06.pdf ● 経済産業省の「石綿(アスベスト)を含有する家庭用品の実態把握調査の結果について」等 http://www.env.go.jp/air/asbestos/index8.html ● ロックウール工業会、せんい強化セメント板協会、押出成形セメント板協会、日本窯業外装材協会、インテリアフロア工業会、日本建築仕上材工業会等、関係業界団体のホームページに掲載された情報 ● 各建材メーカーのホームページに掲載された情報
複数ページ	<p>文言修正をおこなった。</p>	